

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年度非課税世帯の追加

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円が給付されます。

このたび「令和4年度住民税非課税世帯」が新たに給付金の対象となりました。

対象世帯

(1) 追加 令和4年度住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で伯耆町に住民登録がある世帯で、世帯全員の令和4年度分の**住民税均等割が非課税**の世帯

(2) 家計急変世帯

令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が**住民税非課税相当**となった世帯

[対象とならない世帯] (1)(2)いずれも、以下の世帯は対象となりません。

- 令和3年度住民税非課税世帯給付金の対象世帯
- 家計急変世帯給付金を既に受給した世帯
- 住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯

給付額

1世帯あたり10万円(1世帯につき1回限り)

手続方法

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**を6月下旬に送付しています。内容を確認し、必要事項を記入の上、添付書類とともに同封の返信用封筒で返送してください。

※令和3年12月11日以降に転入された世帯などで、伯耆町での支給要件の確認ができない場合は、確認書を送付していません。要件に該当する場合は、申請書を提出してください。

(2) 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



伯耆町ホームページ

手続期限

令和4年9月30日(金) ※当日消印有効

問い合わせ先 住民課 税務室 TEL 0859-68-5531

対象者

- ◆身体障がい者…身体障害者手帳(1~2級)所持者
 - ◆知的障がい者…療育手帳(A)所持者
 - ◆精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者
- ※**所得制限などにより受給できない場合があります。**

申請(更新)に必要なもの

- ①健康保険証
- ②特別医療費受給資格証(お持ちの方のみ)
- ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

令和4年1月2日以降に伯耆町に転入された方のみ

- ④前住所地の役所が発行する**令和4年度所得課税証明書**(所得と控除の内訳が分かるもの)

申請窓口

健康対策課健康増進室、分庁総合窓口課

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536

重度障がいの特別医療費

受給資格証更新手続き

重度障がいの特別医療費受給資格証をお持ちの方は、有効期限が7月31日となっておりますので、早めに更新手続きをしてください。

また、現在受給資格証をお持ちでない方も、前年中の所得によつては対象となる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。